

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

ESET 自動延長サービス 利用約款

●以下の「ESET 自動延長サービス 利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に対して提供する第 1 条に定める「本サービス」の内容及び条件を定めたものです。

ESET 自動延長サービス 利用約款

第 1 章 総則

第 1 条（用語の定義）

「本約款」において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

「本サービス」	当社が、事前にお申込みいただいたお客様に対して、お客様の ESET の「ライセンス」期間の満了前に、お客様に代わって新規の「ライセンス」を購入する手続きを実施することにより、お客様の「ライセンス」期間を自動で延長するサービスをいいます。
「ESET 製品」	「本ウェブサイト」又は「ESET インストーラー」において「本サービス」を適用することが可能な各製品をいいます。
「ライセンス」	ESET 社が提供する使用許諾契約に基づきお客様が使用することができる「ESET 製品」の「ライセンス」をいいます。
「利用契約」	第 9 条第 1 項に基づきお客様と当社との間で成立する、「本サービス」の利用に関する個別の契約をいいます。
「利用期間」	「本サービス」の利用可能期間をいいます。「利用期間」は、「利用契約」の発効日から 1 年間とします。
「本ウェブサイト」	当社所定のウェブサイトです。
「ESET インストーラー」	当社が提供する、ESET 製品をインストールするためのプログラムをいいます。

第 2 条（「本約款」及び「本サービス」の変更）

1. 当社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客様の承諾を得ることなく、「本約款」又は「本サービス」の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、お客様に対して、予め合理的な期間を設けて、変更後の内容を第 3 条に基づき通知するものとします。但し、変更が軽微でお客様に特に不利益にならないと当社が判断した場合は、通知しないものとします。

2. お客様が、変更後の「本約款」又は「本サービス」の内容に同意できない場合、第 11 条の定めにかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって「利用契約」を解除することができるものとします。

第 3 条（通知の方法・効力）

1. 本約款に基づく当社からお客様に対する通知は、「本ウェブサイト」への掲載又は電子メールにて行います。なお、緊急を要する場合は、かかる方法の他、適宜の手段で行う場合があります。

2. 「本ウェブサイト」への掲載又は電子メールによる通知は、当社が「本ウェブサイト」に掲載又は電子メールを送信した時点で効力が発生するものとし、電子メールの宛先は、第 9 条に基づく「本サービス」利用の申込時に記載するお客様の連絡先とします。

第 4 条（変更の通知）

お客様は、第 9 条第 1 項に基づく「本サービス」利用の申込時に「本ウェブサイト」又は「ESET インストーラー」に登録した名称及び/又は氏名、連絡先その他事項（以下「登録事項」といいます。）に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続にて当社に通知するものとします。お客様がかかる変更の通知を怠ったことに起因してお客様に生じた一切の不利益について、当社は、責任を負わないものとします。

第 5 条（業務委託）

当社は、「本サービス」の提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 6 条（譲渡・承継の禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、「本約款」及び「利用契約」に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第 7 条（分離可能性）

「本約款」のいずれかの条項又はその一部が無効となった場合でも、「本約款」のそれ以外の条項は完全に有効に存続するものとします。

第 8 条（準拠法・専属合意管轄裁判所）

「本約款」に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章 利用契約

第 9 条（「利用契約」の成立）

1. お客様は、「本約款」に同意した上で、「本ウェブサイト」又は「ESET インストーラー」において「本サービス」の申込を行うものとし、お客様によってかかる申込手続が行われた時点で、お客様は、「本約款」にご同意したものとみなされます。

2. 前項の申込に関して、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、お客様からの申込を拒絶することができるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

(1) お客様が虚偽の事項で申込みを行なった場合

(2) お客様が、当社に対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行った事実がある場合

(3) お客様に「本サービス」を提供することが当社の業務上若しくは技術上著しく困難であると判断される場合

(4) お客様に対して「本サービス」を提供することが不相当であると判断される相当の理由がある場合

(5) お客様が日本国内の法人、団体、個人でない場合

(6) 前各号のほか、当社の都合によりお客様からの申込を承諾できない場合

3. 第 1 項に基づくお客様からの申込が完了したときをもって、当社とお客様との間で「利用契約」が成立するものとします。

第 10 条（「利用契約」の期間）

「利用契約」の有効期間は、「本サービス」の「利用期間」終了日までとし、別途お客様が第 11 条に従い「利用契約」を解除しない限り、更新されるものとします。

第 11 条（自動延長実施の事前通知及びお客様による「利用契約」の解約）

1. 当社は、自動延長の実施日の 30 日前にお客様に「本サービス」に基づく「ライセンス」期間の自動延長の実施およびお客様の「本サービス」の支払義務について通知するものとします。

2. お客様が「利用契約」の解約を希望される場合は、「ライセンス」期間の満了日の 18 日前までに、当社所定の手続により「利用契約」を解約するものとします。

3. お客様が前項に基づき「利用契約」を解約する場合を除き、「ライセンス」期間の満了日の 17 日前をもって「本サービス」に基づく「ライセンス」期間の自動延長が実施されるものとします。

第 12 条（当社による「利用契約」の解除・解約）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、何らの通知催告なく、直ちにお客様との「利用契約」を解除し、お客様に対する「本サービス」の提供を停止することができます。

(1) お客様が第 17 条に該当する行為を行った場合

(2) お客様において破産、民事再生手続、会社更生、特別清算等の申立てがなされた場合、又はお客様が差押、仮差押、仮処分、競売、公租公課の滞納処分を受けた場合、その他お客様に「本サービス」を提供することが適切ではない

と判断される相当の事由が生じた場合

(3)お客様が使用する ESET 製品に関するライセンサー所定の使用許諾契約が理由のいかなを問わず終了した場合

(4)前各号のほか、お客様が「本約款」の定め違反し、当社より相当の期限を付してこれを改めるよう催告を受けたにもかかわらず改めなかった場合

2.前項のほか、当社は、お客様に対して事前に通知した上で、お客様との「利用契約」を解除し、「本サービス」の提供を終了することができます。

第 13 条（期限の利益の喪失）

当社は、お客様が第 12 条第 1 項各号の一に該当した場合、同条に基づく「利用契約」の解約の有無にかかわらず、お客様が当社に負担する未払の金銭債務につき、お客様の期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客様は第 14 条及び第 15 条の定めにかかわらず、当社に対して負担する金銭債務を、直ちに当社からの請求に基づき支払わなければならないものとします

第 3 章 料金及び支払

第 14 条（「ライセンス」料金の支払）

1.お客様は、「本サービス」を利用いただくことにより、当社がお客様に代わって購入手続きを実施した新規の「ライセンス」料金を、当社所定の料金表に記載のとおり、お支払いいただくものとします。

2.当社は、お客様に事前に通知または「本ウェブサイト」に掲載することにより、「ライセンス」料金を変更することができるものとします。

3.本条に定める料金には、「本サービス」を利用するために必要な機器、ソフトウェア等の導入にかかる費用、通信費用その他の費用は含まれないものとします。

第 15 条（支払方法）

1.お客様は、第 14 条第 1 項に基づく「ライセンス」料金及びこれに対する消費税等相当額を、別途当社からの請求に従い、支払うものとします。

2.当社は、お客様から受領した「ライセンス」料金について、理由の如何を問わず、返金等する義務を負わないものとします。

第 4 章 お客様の義務及び禁止事項

第 16 条（お客様の義務）

お客様は、「本サービス」を利用するにあたり、事前に、お客様の責任と費用負担において、「本サービス」を利用するために必要な機器等を準備するものとします。

第 17 条（お客様の禁止事項）

お客様は、「本サービス」の利用にあたり、次の各号に定める行為、又はその恐れがある行為を行ってはならず、また第三者をして行わせてはならないものとします。

(1)「本約款」で定める範囲を超えて、「本サービス」を利用し、お客様の従業員等を含む第三者に利用させる行為

(2)当社若しくは第三者の設備等に電子的被害を与える行為

(3)当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵害する行為

(4)ESET 製品（その他お客様が「本サービス」を利用する際に必要となるソフトウェアを含む。）の使用許諾契約の条件に違反する行為

(5)コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為

(6)「本サービス」を用いて第三者にサービスの提供を行う場合

(7)前各号のほか、法令・「本約款」又は公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、「本サービス」の提供又は運営を妨害する行為、当社又は第三者の信用を毀損する行為、その他当社又は第三者に不利益を与える行為

第 5 章 「本サービス」の利用等

第 18 条（「本サービス」の利用）

お客様は、第 9 条第 3 項に従い「利用契約」が成立した場合、「利用期間」中、「本サービス」を、日本国内にて利用することができるものとします。

第 19 条（「本サービス」の提供地域）

「本サービス」の提供地域は、「本約款」に特段の定めがある場合を除き、日本国内に限るものとします。

第 20 条（「本サービス」の一時中止）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に対して通知または「本ウェブサイト」に掲載した上で、「本サービス」の提供を一時的に中止することがあります。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとし、事後速やかに通知するものとします。

(1)理由のいかなを問わず、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合

(2)天災地変その他の非常事態が発生し、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合

(3)前各号のほか、「本サービス」の提供・運営若しくは「本サービス」用設備の運用上・技術上の観点から当社が必要と判断した場合

2.本条に基づく「本サービス」の中止に関連してお客様に損害が生じた場合であっても、当社は、損害賠償、代替品の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

第 21 条（本サービスの廃止）

1.当社は、都合により「本サービス」の全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがあります。この場合、「利用契約」は終了するものとし、当社は、可能な限り 30 日以上前までに、その理由、期日等を、第 3 条に基づきお客様に通知するものとします。但し、当社と当社のライセンサーとの間の契約が理由の如何を問わず終了する等、やむを得ない事情がある場合は、事前に通知することなく、「利用契約」を終了することがあります。

2.本条に基づく「利用契約」の終了に関連して、お客様が「本サービス」を利用できず、お客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

第 6 章 保証の否認等

第 22 条（保証の否認）

当社は、「本サービス」を“現状有姿”にて提供します。当社は、「本サービス」について、完全性、有用性、お客様の特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害性を含み、いかなる保証も行わないものとします。

第 23 条（損害賠償）

1.当社が「本約款」の定め違反したことによりお客様に損害が生じた場合、お客様は、直接の結果として現実に生じた通常損害に限り、当該損害の原因が発生した「利用契約」に基づきお支払いいただいた「本サービス」の利用料金を上限とする金銭賠償を請求することができるものとします。なお、当社は、お客様に生じた間接損害、逸失利益及び特別の事情により生じた損害について、予見可能性の有無を問わず、一切責任を負わないものとします。

2.お客様は、前項に基づく賠償請求について、損害の原因が発生した利用契約の終了日から 1 年以内に限り、請求権を行使することができるものとします。

3.前項に基づく賠償請求は、当社及びお客様の間で行われるものとします。当社は、いかなる場合においても、第三者（ユーザを含みます。）に対して直接賠償する責任を負わないものとします。

4.当社は、本条に定めるものの他、本約款に関し、請求原因の如何を問わず、明示的にも黙示的にも、お客様に対する賠償責任を負わないものとします。

第 24 条（不可抗力）

天災地変その他当社の責によらない不可抗力等の事由により、当社が「本サービス」の全部又は一部を履行できない場合、当社は、債務不履行の責を負わないものとします。不可抗力には、地震、津波、台風、豪雨、豪雪その他の天災地変、戦争、テロ・サイバーテロ、内乱、暴動、感染症、政府または政府機関の行為、労働争議（ストライキ）、停電、電気通信の中断又は中止、輸送機関の事故等が含まれますが、これらに限定されません。

第 7 章 情報の取扱い

第 25 条（「登録事項」の取扱い）

1.当社は、第 4 条に定める「登録事項」を適正に管理することに努めます。

2.当社は、「本サービス」の提供のため、「登録事項」を使用し、複写、複製し、公衆送信（送信可能化を含みます。）し、当社が管理するサーバ上に保存等し、また当社の委託先にこれらの行為をさせることがあります。お客様は、当社に対して、当社がこれらの行為を行い、また行わせることについて、必要となる一切の権利を許諾するものとします。

3.前項のほか、当社は、「本サービス」の提供その他当社の別サービスや製品等をご案内する目的の範囲内で、「登録事項」を利用し、利用させることができるものとします。

のとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

4.理由の如何を問わず「利用契約」が終了した場合、当社は、当社が管理する「登録事項」を、直ちに削除することができるものとします。

5.当社は前項に基づき「登録事項」を削除したことによってお客様に生じた損害を賠償する義務を一切負わないものとします。

第 26 条 （機密情報及び個人情報の取扱い）

1.条各項の定めにかかわらず、「本サービス」の提供に際して、当社は機密保持を要するお客様の情報等（以下「機密情報」といいます。）を必要としません。また当社は、お客様が「本サービス」申込時に登録した「登録事項」を除き、お客様及び第三者の個人情報（個人情報保護法に定めるものをいいます。以下「個人情報」といいます。）についても必要としません。

2.お客様は、当社に対して、原則として「機密情報」及び「個人情報」を開示又は提供せず、また当社がこれらを知ることのないよう必要な措置を講ずるものとします。

3.「登録事項」に含まれるお客様の「個人情報」の取扱いについては、当社は、「本ウェブサイト」に定める当社所定の個人情報保護方針等に従うものとします。

第 8 章 その他

第 27 条 （反社会的勢力との取引の禁止）

1.当社及びお客様は、自己（法人の場合は役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または、交際しないことを約するものとします。

2.当社及びお客様が前項に違反し、またはその恐れがある場合には、何らの催告なく、直ちに本サービスの提供中止、その他当社（関係会社を含みます。）とお客様との間の一切の取引・契約を終了させることができるものとします。

第 28 条 （その他）

「本約款」の定めは、「利用契約」成立日までに「本サービス」の提供に関してお客様と当社間でなされた口頭又は書面による合意等に優先して適用されるものとします。

「本約款」又は「利用契約」に関して疑義が生じた場合は、お客様と当社間で誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとします。

以上

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

2022 年 8 月版